

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例第 16 条に規定する 利用料金の減免に関する取り扱いの判断基準

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例（平成 30 年津市条例第 35 号）第 16 条に規定する利用料金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 減免の対象範囲

施 設	施設利用料	設備器具等利用料
ホール	○	○
楽屋 1・2・3・4	○	○
主催者控室	○	○
シャワー室	○	
アートスペース	○	○
楽屋 5・6	○	○
ギャラリー	○	○
アトリエ	○	○
ピアノルーム	○	○
ミュージックルーム 1・2	○	○
バンドルーム	○	○
カルチャールーム 1・2・3	○	○
ミーティングルーム 1・2	○	○
エントランスロビー	○	○
壁面	○	○
屋外ステージ	○	○
※上記「○」を減免対象とする。		

2 減免の基準

ア 全額免除

- ・津市が主催又は共催する事業
- ・津市が規約等で事務局となっている実行委員会などが実施する事業で、市長が必要と認めるもの
- ・国、県及び他の市町村が主催する事業で、特に公共性が認められるもの
- ・その他、特に市長が必要と認めるもの

イ 半額減免

- ・国、県、他市町村以外の公共的団体等が行う事業で、市長が必要と認めるもの

ウ 施設利用料のみ全額減免

- ・津市内の高等学校、大学等が実施する全校、全学等で行い地域の文化振興に貢献する事業